

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成24年2月28日(火曜日)
午前9時30分～午後0時22分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 山本昌二委員長 岡山 隆 副委員長
徳並伍朗委員 大中 宏 委員
柴崎修一郎委員 荒山光広委員
西岡 晃 委員 河本芳久委員
秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局主査
岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
永富康文 教育長 山田悦子 教委事務局長
石田淳司 教委事務局次長 月成庄造 教委学校教育課長
末藤勝巳 教委社会教育課長 高橋文雄 教委文化財保護課長
堀 洋数 教委体育振興課長 金子 彰 市民福祉部長
杉原功一 市民福祉部市民課長 佐々木郁夫 市民福祉部生活環境課長
原川清史 市民福祉部健康増進課長 佐々木彰宣 市民福祉部地域福祉課長
白井栄次 市民福祉部高齢福祉課長 平田耕一 美東総合支所市民福祉課長
西村克彦 秋芳総合支所市民福祉課長

午前9時30分開会

委員長（山本昌二君） おはようございます。只今より教育民生委員会を開会いたします。

それでは先の本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案9件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん、報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） いえ、ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（山本昌二君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にごございません。よろしくお願ひします。

委員長（山本昌二君） 各委員さん、何かご報告等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより審査を始めます。

最初に議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）を審査いたします。執行部より本委員会所管事項につきまして説明を求めます。よろしくお願ひします。佐々木地域福祉課長。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） それでは議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）のご説明をいたします。

別冊でお配りいたしております平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）の30、31ページをお開きください。

まず歳出につきましてご説明いたします。3款民生費・1項社会福祉費・目1社会福祉総務費であります。説明欄006住宅手当緊急特別措置事業のうち、住宅手当におきまして137万8,000円減額計上しております。これは、当初は単身世帯2人と複数世帯4人で見込んでおりましたが、実際の対象者は、単身世帯2人のみであり、今後の対象者も2人とどまると見込まれることによる減額であります。

続きまして、目2障害者福祉費であります。まず説明欄002障害者自立支援関連経費のうち、電算システム変更委託料におきまして154万円減額計上しております。これは、法改正に伴う電算システム変更に係る委託料であります。当初の見込額に比較して少なく済んだためによるものであります。

次に、自立支援医療費扶助におきまして818万8,000円減額計上しております。これは、当初自立支援医療費の対象者中、生活保護費受給者の人工透析、心臓疾患等を3人分見込んでおりましたが、実際の対象者は1名となりましたことによる減額であります。

次の介護訓練等扶助におきまして6,581万6,000円減額計上しております。これは、障害者支援施設入所者の減少及び日中サービス等の利用日数の減少による減額であります。

次の説明欄003特別障害者手当等給付事業のうち、特別障害者手当におきまして100万6,000円減額計上しております。この手当は、障害の程度が著しく重度で、常時特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅の障害者に対し、月額2万6,440円を支給する事業であります。現在19名に対し支給しておりますが、新規受給者の見込みが当初見積を下回ったための減額計上であります。また、障害児福祉手当におきまして91万2,000円減額計上しております。この手当は、同じく重度で満20歳未満の在宅の障害者に対し、月額1万4,380円を支給する事業であります。現在20名に支給しておりますが、転出等の資格喪失や新規受給者の見込みが当初見積を下回ったための減額計上であります。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、第3目老人福祉費についてご説明申し上げます。

まず001の老人福祉経費におきましては、本年度事業の実績見込に基づきまして4,728万5,000円の減額補正を予定しております。内訳については、事業ごとにご説明をいたしたいと思っております。説明欄のほうをご覧頂けたらと思っております。

まず老人福祉経費につきましては3,278万5,000円の減額補正となっておりますが、内訳は下のとおりでございます。

まず記念品代につきましては、百歳長寿者へのお祝いに関わるもので5万9,000円の減額でございます。

次の緊急通報装置整備事業委託料につきましては、実績の見込みによりまして103万4,000円を減額いたすこととしております。

次の在日外国人等高齢者福祉給付金につきましては、対象者となります無年金の

外国人高齢者の市外転出により、20万円の減額補正をいたすものでございます。

次の過年度国県補助金等精算返還金44万8,000円の増額につきましては、社会福祉法人利用者負担額減免措置事業におきまして、低所得者が社会福祉法人の行う福祉サービスを利用した際に減額措置を現在行っているところでございますが、これは平成22年度事業分の精算の結果、超過交付となった部分の返還でございます。

次の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、後ほど説明をいたしますけれども、本年度の介護保険事業の決算見込に基づきまして3,194万円の減額をいたすものでございます。

次の002老人保護措置経費の老人保護措置委託料につきましては、市外の施設入所者に係る委託料でございます。本年度において新規入所者がなかったことに加えまして、死亡や退所による被措置者数の減に伴い、862万8,000円を減額するものでございます。

次の003生きがい対策事業におきましては485万7,000円を減額補正しております。内訳につきましては、まず記念品代につきましては、本年の9月から10月にかけて行いました敬老会への欠席者へ送る記念品の入札減に伴いまして、95万8,000円減額補正するものでございます。

次の報償金153万円の減額は、敬老祝い金につきまして対象者の死亡や転出等によりまして、支出が減じたためでございます。

次の敬老会開催委託料につきましては、敬老会への参加率、これが当初の見込を下回ったため、165万5,000円減額いたすものでございます。

次の生きがい活動通所サービス事業委託料につきましては、家に閉じこもりがちな高齢者にデイサービスを提供する事業でございまして、本年度の実績見込量に應じまして48万円減額いたすものでございます。

次の二つにつきましては老人クラブに対する補助金でございます。まず联合会育成補助金につきましては、会員数が当初の見込みよりも少なかったために10万8,000円を、また単体会育成補助金につきましては、老人クラブの統廃合によるクラブ数の減によりまして、12万6,000円をそれぞれ減額いたすものでございます。

続きまして005老人医療経費についてでございます。これは後期高齢者医療制

度に移行する前の老人医療事業に係るものでございますけれども、1 - 32 ページ、33 ページをお開き願いたいと思います。実績見込に基づきまして、老人医療給付費負担金については98万5,000円、老人医療費支給費負担金につきましては3万円をそれぞれ減額いたすものでございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） それでは続きまして、目4福祉医療助成事業費であります。

扶助費におきまして重度心身障害者分として1,659万4,000円減額計上しております。福祉医療費につきましては、例年1月経理分を中心に増加傾向となっており、12月議会におきまして1,898万7,000円の増額補正をいたしました。今年度は11月経理分以降、減少に転じており、前年度と診療件数の比較で外来件数は増加傾向にあるものの、入院件数が激減した結果、医療費見込額が減少することによる減額であります。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、第5目共楽荘費についてご説明申し上げます。委託料で122万4,000円減額補正いたしてございますけれども、これは右の説明欄の002共楽荘運営事業の給食業務委託料につきましては、本年度の支出見込に基づきまして、122万4,000円を減額補正いたすものでございます。

委員長（山本昌二君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは続きまして、目9国民健康保険費、繰出金でございます。説明欄001国民健康保険事業、国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。これは、主に国保財政の安定化を図る財政安定化支援事業繰出金の減額によるものでございます。

次に、後期高齢者医療費、繰出金といたしまして496万2,000円の減額です。これは後期高齢者医療事業特別会計の保険料軽減額確定による後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） それでは続きまして、3款民生費・2項児童福祉費・目1児童福祉総務費であります。節19負担金、補助及び交付金と

して29万7,000円計上しております。これは、私立保育園に障害児1名が入所したことによる補助金でありまして、障害児保育事業補助金交付要綱により交付するものであります。

次の節23償還金、利子及び割引料におきまして、過年度国県補助金等精算返還金として141万6,000円計上しております。内訳といたしましては、放課後こどもプラン推進事業補助金、児童クラブでございますが、として11万2,000円、保育所運営費国庫負担金として86万9,000円、保育所運営費県負担金として43万5,000円であります。

次に目2児童措置費であります。説明欄002私立保育園保育委託料といたしまして1,097万3,000円減額計上しております。市内4園のうち3園におきまして、当初見込み人数より入所児童が少なかったための措置であります。

次の説明欄005子ども手当支給事業といたしまして4,466万1,000円減額計上しております。内訳といたしましては、電算システム変更委託料として840万円計上しております。これは、制度改正に伴うシステム改修で、所得制限の導入、手当の名称変更を行うものです。また子ども手当の扶助費といたしまして5,306万1,000円減額計上しております。これは、平成23年10月分からの手当の支給額の変更によるものであります。

次に、34、35ページをお開きください。目3母子福祉費であります。節20扶助費におきまして578万4,000円減額計上しております。内訳は、高等技能訓練促進費として141万円の減額であります。これは、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため手当を支給する事業でありまして、当初2名を見込んでおりましたが、実際の給付者は1名によるものであります。また、児童扶養手当給付事業といたしまして437万4,000円の減額であります。これは、児童を養育しているひとり親家庭の母若しくは父、又は父母に代わって児童を養育している者に手当を支給する事業でありまして、結婚、転出等により、当初見込んだ人数に比較して少なかったことによるものであります。

次の節23償還金、利子及び割引料におきまして、過年度国県補助金等精算返還金として46万円計上しております。内訳といたしましては、自立支援教育訓練給付金事業補助金7万5,000円、高等技能訓練促進費等事業補助金38万5,0

00円であり、いずれも利用実績がなかったためによるものであります。

次に、目4 児童福祉施設費であります。説明欄002 公立保育園運営経費中臨時職員賃金を506万6,000円減額計上しております。これは、当初予算計上におきまして見込んだ人数に比較して、採用者が少なかったことによるものであります。しかし、見込んだ入所児童数も少なかったことにより、児童福祉法の定める保育士配置基準には合致しているところであります。

続きまして、3款 民生費・3項 生活保護費・目2 扶助費であります。説明欄002 生活保護扶助経費といたしまして5,926万7,000円減額計上しております。これは、当初の見込数より保護世帯数・被保護者数とも少なかったことによるものであります。主な内訳としましては、生活扶助1,956万7,000円、住宅扶助326万7,000円、医療扶助4,182万1,000円それぞれ減額するものであります。

委員長（山本昌二君） 原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それでは続きまして、4款 衛生費・1項 保健衛生費・2目 予防費でございます。13節 委託料につきまして387万円の減額となります。これにつきましては増額部分もありますので、初めに増額部分につきまして説明をさせていただきます。説明欄001 予防経費、予防接種委託料564万9,000円の増額でございます。これは予防接種予定者が日本脳炎1期、2期で1,030人の予定いたしましたところ1,104人、それから子宮頸がんワクチン319人の予定を810人、小児用肺炎球菌ワクチン690人の予定を780人、当初の予定人数より多くなる見込みでございます。特に子宮頸がんワクチンは、中学1年生相当年齢から高校1年生相当の年齢を対象として、平成23年の1月から国の補助事業として任意接種で始めました。全国的に接種者が多くワクチンの供給不足となり、高校1年相当年齢で接種できない方が全国的に多く出ました。このため国は対策として、平成23年において高校2年生相当年齢においても、国の補助対象として接種可能としました。このことにより本年度の接種委託料は当初予定額より564万9,000円の増額となります。

次に減額について、説明いたします。説明欄003 がん検診等事業、検診・検査委託料951万9,000円の減額でございます。これはがん検診、個別検診及び集団検診の受診者数が当初検診予定者、延人数といたしまして、1万4,000

人が1万1,600人の見込みとなったわけでございます。これにつきまして、本年度予防費委託料につきましては、この差額387万円の減額でございます。

次に、23節償還金、利子及び割引料102万3,000円でございます。これは平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金受入額147万4,000円から精算補助金額98万3,000円の差額分、001予防経費、過年度国県補助金等精算返還金49万1,000円と平成22年度補助金受入額97万1,000円から。

委員長（山本昌二君） ちょっとあの今、前のページ戻ってこられましたね。その時ページ言って下さい。でないとなかなかこちらばたばたするようになりますので。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） 歳入につきましては1-34、35ページ、1-36から37ページを併せてご覧頂きたいと思います。

平成22年度の受入額97万1,000円から精算補助金84万5,000円の差額の説明欄002健康増進事業、過年度国県補助金等精算返還金12万6,000円、それと平成22年度補助金受入額105万8,000円から精算額101万2,000円の差額、説明欄004女性特有のがん検診推進事業、過年度国県補助金等精算返還金40万6,000円、この3件の合計102万3,000円でございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それでは36ページと37ページをご覧下さい。4款衛生費・3項水道費・1目水道事業費でございます。説明欄001でございますが、水道事業会計繰出金として858万円を減額補正しております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それでは引き続きまして、4款衛生費・4項病院費・1目病院事業、28節繰出金でございます。説明欄の001病院事業会計繰出金として5,873万3,000円を計上いたしております。

委員長（山本昌二君） 石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） すいません1-44、45ページをお開き頂ければと思います。

教育費に参りますが、10款教育費・1項教育総務費・2目事務局費でございます。説明欄002事務局経費として、169万9,000円を減額補正するものでございます。これは教育委員会的美東事務所及び秋芳事務所の臨時職員の配置をしておりますが、この任用態勢の変更に伴いまして、人件費、共済費、それから賃金を減額補正するものでございます。それから一番下になりますが、同じく教育の小学校費・1目学校管理費として、204万9,000円の減額補正をするものでございます。これは001小学校管理経費として174万9,000円を減額補正します。これは当初見込んでおりました小学校の臨時職員のところに、県のほうが事務の職員を配置されたために、その人件費部分を減額補正するものでございまして、節の賃金、旅費をそれぞれの金額、減額補正するものでございます。

続きまして003のスクールバス運行経費として、30万円の減額補正を計上しております。これは大田小学校に通学する桂坂と岩波の児童10名に対しまして、現在スクールバスを運行しておりますが、これの決算見込みによりまして減額補正をするものでございます。以上終わります。

委員長（山本昌二君） 月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（月成庄造君） 同じく1-46、47ページをお開き下さい。

2目教育振興費、説明欄003やまぐち学校教育支援員活動促進事業において220万円の減額補正を計上しております。これは特別な配慮を要する児童に対応するために補助教員を配置する、やまぐち学校教育支援員活用促進事業における臨時職員賃金の減額分であります。当初2分の1県費負担の非常勤講師を、小学校4校に配置予定であったものが、1校は県の全額負担、2校が2分の1で配置され、1校が未配置となり減額となったためであります。以上です。

委員長（山本昌二君） 石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 続きまして、3項中学校費に参ります。1学校管理費でございまして、171万5,000円の減額補正を計上しております。これは説明欄001中学校管理経費として、夜間警備委託料31万5,000円を減額補正するものです。これは民間の事業所に夜間警備を委託をしておりますが、これの入札減に伴いまして、減額補正を計上するものです。

続きまして、下水道使用料として140万円を減額補正してます。これは市の公

共下水道の支払いの決算見込みによりまして、減額補正をするものでございます。

続きまして、2目の教育振興費109万6,000円を減額補正を計上しております。これは平成24年度から中学校の体育の授業におきまして、武道が必修化をされます。今年度におきまして、その武道の用具を購入いたしました。この入札減を減額補正するものでございます。

続きまして、3目の学校施設整備費でございます。8,907万5,000円の減額補正を計上するものです。説明欄001学校施設整備経費として、109万円の減額補正です。これは秋芳北中学校の耐震化の第二次診断を実施しましたが、この入札減を減額補正するものです。説明欄002大嶺中学校校舎整備事業として、8,798万5,000円の減額補正でございます。これは今年度から3ヶ年事業で大嶺中学校校舎改築をしておりますが、今年度の進捗状況が概ね確定いたしました。それに伴います工事請負費につきまして減額補正をするものでございます。なお工事のほうは順調に進行しておりますので、11月末の工期のほうには影響ないということで、現在工事が進められているところでございます。

一番下になりますが、4項の幼稚園費・1目幼稚園費で320万円の減額補正を計上するものでございます。これは001幼稚園経費として、同じく320万円を減額補正するものですが、幼稚園就園奨励費補助金としまして、幼稚園に通園する園児の保護者の所得状況に応じまして、その保育料を補助するという国の制度でございます。この決算見込みによりまして、減額補正をするものでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） 末藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（末藤勝巳君） 続きまして、1-48と1-49ページをお開きいただきたいと思います。

5項社会教育費・目2公民館費でございます。右の説明欄の002でございますが、公民館管理運営経費を115万9,000円減額補正するものでございます。これは大嶺公民館と大田公民館を除いた11の公民館の光熱水費でございます。電気料及び水道料を計上してございましたけれども、決算見込みにおきまして、減額として計上するものでございます。

委員長（山本昌二君） 石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） それではその下になりますが、6項の保健

体育費・3目給食施設費200万円の減額補正を計上しております。説明欄002給食調理場経費として同じく200万円の減額補正するものでございますが、これは食中毒対策や職員の調理員の代替えとしてパート調理員の賃金を計上しているところでございますが、決算見込みによりまして、この必要性がないということが見込まれますので、賃金の140万円を減額、それから役務費として60万円を減額するものでございますが、これはパート調理員など給食に携わるものが毎月2回の保菌検査、いわゆる検便を実施しております。これの単価の入札減によりまして、この金額60万円を減額補正するものでございます。以上で終わります。

委員長（山本昌二君） 白井高齡福祉課長。

市民福祉部高齡福祉課長（白井栄次君） 失礼いたします。続きまして、歳入につきましてのご説明でございます。おそれいります、ページは、1-16、1-17ページをお開き願いたいと思います。

上から2段目の第12款分担金及び負担金・第2項負担金についてでございます。第1目民生費負担金、社会福祉費負担金におきまして、17万6,000円の増額補正を行っております。内訳につきましては、右側の説明の欄をご覧頂ければと思うんですが、まず上の老人保護措置費負担金63万7,000円の増額についてでございますが、これは共楽荘並びに市外の施設入所者からの負担金でございますけれども、負担金の額は所得区分に応じて決定をされておまして、今年度の負担金の額の見込によりまして、増額補正を行うものでございます。

次の在宅福祉負担金46万1,000円の減額でございます。これは緊急通報体制等整備事業及び生きがい活動支援通所事業の利用者の減に伴う負担金収入の見込により、減額補正を行うものでございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 次に続きまして、同じく節2児童福祉費負担金であります。私立保育園負担金として、68万4,000円減額計上しております。これは保育料であります。歳出でご説明いたしました私立保育園保育委託料1,097万3,000円の減額計上に対応する負担金部分であります。

続きまして、このページの一番下ですが14款国庫支出金・1項国庫負担金・目1民生費国庫負担金であります。節1社会福祉費負担金のうち、障害者自立支援給付費等負担金として、3,705万4,000円減額計上しておりますが、これは

歳出でご説明いたしました自立支援医療費扶助 8 1 8 万 8 , 0 0 0 円の減額及び介護訓練等扶助 6 , 5 8 1 万 6 , 0 0 0 円の減額計上の 2 分の 1 に対応する国庫負担金部分であります。

委員長（山本昌二君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 続きまして、下の部分になります。保険基盤安定費負担金 2 7 万 4 , 0 0 0 円の増額でございます。これは、保険基盤安定費負担金のうち 2 分の 1 が国庫負担となります。保険者支援分の増によるものでございます。国民健康保険事業特別会計への繰り出しになるものでございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 次に特別障害者手当等給付費負担金として、1 4 4 万円減額計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました特別障害者手当 1 0 0 万 6 , 0 0 0 円の減額及び障害者児童福祉手当 9 1 万 2 , 0 0 0 円の減額計上分の 4 分の 3 に対応する国庫負担金部分であります。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、その一つ下、老人医療給付費負担金についてでございます。3 3 万 2 , 0 0 0 円の減額でございますけれども、これも先程歳出の中でご説明いたしました老人医療給付費負担金の国庫負担分につきまして、決算見込みに基づいて減額補正をいたすものでございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 次に、節 2 児童福祉費負担金のうち保育所運営費負担金として、3 5 5 万円減額計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました私立保育園保育委託料の 1 , 0 9 7 万 3 , 0 0 0 円の減額計上に対応する国庫負担金分であります。

次の児童扶養手当給付費負担金におきまして、1 4 5 万 7 , 0 0 0 円減額計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました児童扶養手当 4 3 7 万 4 , 0 0 0 円の減額計上に対応する国庫負担金部分であります。

次の母子家庭等対策総合支援事業におきまして、1 9 8 万 6 , 0 0 0 円減額計上しております。これは歳出でご説明いたしました高等技能訓練促進費の減額計上に対応する国庫負担金部分であります。次の 1 8、1 9 ページをお開きください。一番上ですが、子ども手当交付金におきまして、5 , 3 2 0 万 8 , 0 0 0 円減額計上

しておりますが、これは歳出でご説明いたしました子ども手当の減額計上に対応する国庫負担金であります。

次に、節3生活保護費負担金といたしまして、4,445万円減額計上しております。これは歳出で説明いたしました生活保護扶助経費5,926万7,000円の減額計上分の4分の3に対応する国庫負担金であります。

次に、14款国庫支出金・2項国庫補助金・目1民生費国庫補助金であります。節1社会福祉費補助金の住宅手当緊急特別措置事業補助金として、188万1,000円減額計上しておりますが、これは当初国庫補助金として計上しておりましたが、全額県費補助金であったためによる減額であります。

委員長（山本昌二君） 石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 同じく1-18、19ページの一番下のところになります。

6目の教育費国庫補助金で3,379万4,000円を減額補正するものでございます。2節の中学校費補助金として3,091万1,000円の減額補正でございます。これは大嶺中学校の施設整備事業の工事請負費の減額に伴います国からの交付金の減額に対応するものでございます。

それからその下になりますが、幼稚園費補助金として、288万3,000円の減額補正でございます。これは歳出で説明したとおり幼稚園就園奨励費におきまして、国からの補助金の内示に伴います減額補正するものでございまして、この補助金の交付要綱では総事業費の3分の1ということなのですが、但し国の予算の範囲内ということで、現実的には総事業費の4分の1程度が交付されたということになっておるところでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 続きまして、20、21ページをお開きください。

15款県支出金・1項県負担金・目2民生費県負担金であります。節1社会福祉費負担金のうち、障害者自立支援給付費等負担金といたしまして、1,852万7,000円減額計上しております。これは、歳出の障害者福祉費の自立支援医療費扶助及び介護訓練等扶助の減額計上に対応するものであります。

委員長（山本昌二君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 同じく社会福祉費負担金でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金 2 2 1 万 3 , 0 0 0 円の増額です。この内訳は、4分の1 県負担金となります保険者支援分 1 3 万 7 , 0 0 0 円の増、4分の3 県負担金となります保険税軽減分 2 0 7 万 6 , 0 0 0 円の増によるものでございます。国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、下の段になります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金 3 7 2 万円の増額でございます。これは後期高齢者医療保険料軽減額の確定による増額で、歳出でご説明いたしました後期高齢者医療事業特別会計への繰出金でございます。保険基盤安定繰出金のうち県が負担するべき 4 分の 3 の部分と対応するものでございます。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、その一つ下でございますが、老人医療給付費負担金の 8 万 2 , 0 0 0 円の減額補正についてでございます。これにつきましては、老人医療給付費負担金、県負担分につきましては、決算見込みに基づいて減額補正いたすものでございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 次に、節 2 児童福祉費負担金のうち保育所運営費負担金として、1 7 7 万 5 , 0 0 0 円減額計上しております。これは歳出でご説明いたしました児童措置費のうち私立保育園保育委託料の減額計上に対応するものであります。次の子ども手当交付金におきまして、7 万 3 , 0 0 0 円計上しております。これは、歳出の児童措置費のうち子ども手当に対応する県費負担金であります。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、その下の第 1 5 款県支出金・第 2 項県補助金・第 2 目民生費県補助金、第 1 節社会福祉費補助金についてでございます。説明欄をご覧頂ければと思うんですが、まず老人クラブ育成事業費補助金 2 2 万 1 , 0 0 0 円の増額補正についてでございますけれども、これは、当初、県からの補助金について前年度実績の 2 割減程度で見込んでおりましたけれども、結果的に前年度と同じ額の交付がなされるということから増額補正をいたすものでございます。

次の老人クラブ連合会健康づくり事業費補助金につきましては、今年度より、先程ご説明いたしました但、老人クラブ育成事業費補助金と一本化をされる取扱いとなりましたことから、当初予算で計上いたしておりました6万6,000円を減額補正いたすものでございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 次の福祉医療費助成事業補助金といたしまして517万1,000円減額計上しております。これは、歳出でご説明いたしました福祉医療助成事業費の重度心身障害者の減額に対応する県費補助金であります。

委員長（山本昌二君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 続きまして、国民健康保険被保険者負担軽減対策費助成事業8万3,000円の増額です。これは、福祉医療費助成制度の実施により、国庫負担金が減額されるものに対応するもので、その2分の1を県が負担するものでございます。これは事業費の確定による増額補正でございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 次の住宅手当緊急特別措置事業補助金といたしまして、33万3,000円計上しております。これは、歳出でご説明いたしました住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当に対応する県費補助金であります。

次に、節2児童福祉費補助金といたしまして、932万7,000円計上しております。これは、歳出でご説明いたしました、平成24年度制度改正による子ども手当のシステム改修費840万円及び母子家庭自立支援給付事業の高等技能訓練給付費に対応する県費補助金92万7,000円であります。

委員長（山本昌二君） 原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それでは続きまして、予算書の1-22から23ページをお開き下さい。3目の衛生費県補助金でございます。その中の1節の保健衛生費補助金でございます。354万1,000円の増額でございます。これは歳出で説明いたしました子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金の増額でございますが、これは歳出で説明いたしました子宮頸がん等の予算の増額分の対応分でございます。これは接種者の増によるものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（月成庄造君） 同じく9目教育費県補助金において114万8,000円の減額補正を計上しております。これは先程歳出でご説明しましたとおり、やまぐち学校教育支援員活用促進事業補助金に係るものでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 続きまして、ページ24、25ページをお開きください。

一番下ですが、20款諸収入・6項雑入・目3雑入であります。節3民生雑入のうち、高額医療費返還金といたしまして、580万円減額計上しております。これは、歳出でご説明いたしました福祉医療助成事業費の重度心身障害者分の減額に対応するものであります。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） その一つ下の老人医療支払基金医療費交付金51万4,000円の減額についてでございます。これも老人医療給付費負担金の支払基金からの医療費交付金につきまして、決算見込みに基づいて減額補正いたすものでございます。

委員長（山本昌二君） 原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それではその下でございます。4節の衛生雑入でございます。96万1,000円の減額でございます。これは、がん検診個人負担金68万4,000円、腹部超音波個人負担金8万8,000円、インフルエンザ予防接種個人負担金18万9,000円の減額の合計でございます。これは、受診者、接種者の減によるものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） それでは予算書の1-26、27ページをお開きいただきたいと思います。

21款市債でございます。6目の教育債でございます。6,150万円の減額補正をするものでございまして、中学校債として同額の減額補正でございます。これは大嶺中学校校舎改築工事を現在施工していますが、この工事費の減に伴いまして、市債部分の減額を補正するものでございます。

委員長（山本昌二君） 石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 失礼しました。1 - 6ページをお開き頂ければと思います。

第2表継続費の補正ということで、ご説明をいたします。事業名のほうが大嶺中学校校舎整備事業ということで、先程から説明しておりますように今年度から3年間の継続事業として、現在も実施をしているところでございますが、総額のほうが12億9,916万5,000円ということで、今年度から3年間の年割に変更が生じたので、継続費の補正ということで説明をさせていただきます。今年度におきましては、3億3,902万9,000円、24年度におきまして、8億1,211万5,000円、25年度におきまして、1億4,802万1,000円ということで、総額12億9,916万5,000円ということで計画をされているところでございます。財源の内訳につきましては、1 - 54ページをお開き頂けたらと思います。今年度から3年間のそれぞれ国庫支出金、地方債、一般財源ということで、それぞれ変更生じておりますので、併せてご覧頂ければというふうに思います。以上説明を終わります。

委員長（山本昌二君） 佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） それでは続きまして、7ページをご覧下さい。繰越明許費でございます。款3民生費・項2児童福祉費、事業名といたしまして、電算システム改修事業として、840万円繰り越すものでございます。これは先程もご説明いたしました電算システムの変更委託料として840万円計上しておりますが、制度改正に伴うシステム改修による繰り越しでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） 石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 同じく1 - 7ページでございます。

10款教育費におきまして、小学校費として5,437万8,000円を繰越すものでございます。これは伊佐小学校、重安小学校体育館及び嘉万小学校校舎の耐震化工事の設計監理委託料及び工事請負費を24年度に繰り越すものでございます。中学校費として、4,680万8,000円を繰り越すこととしておりますが、これは伊佐中学校の教室棟、於福中学校の体育館の耐震工事に伴います設計監理委託料及び工事請負費を次年度に繰り越すものでございます。いずれも1月12

日の臨時議会に提出しまして、議決を頂いたものでございます。以上終わります。
委員長（山本昌二君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） それではですね、一つ質問したいと思います。

1 - 35で、予防経費として614万円ついております。その中で予防接種委託料ということで564万9,000円とあります。これについては説明がありましたように、ヒブワクチン、また小児用肺炎球菌、こういったワクチンの接種の費用等、そして子宮頸がんワクチンのこういった接種の経費が計上されております。その中で特に子宮頸がんワクチンについては、このうち増額分として354万1,000円が計上してありますよという説明等があります。今回補正予算で特に国から四次補正予算で、やっこさなんか付ける付けんとか、そういった背景の中で、第四次補正予算で野党の強烈な命を守る施策としてついたような形であります。

それが三、四年前から、国のほうで子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、こういったワクチンの公費助成があって、当初美祢市のほうでは、子宮頸がんワクチンの補助というのがなかなかできない、予算の問題でできないということありまして、私も一般質問してきたところでありまして、その後予算をしっかりと付けて頂いたわけでありまして、今後、今、今回も国のほうから子宮頸がんワクチンをやっこさ付いたわけでありましてけれども、場合によっては来年、再来年からつかない可能性も非常に高いわけですね。そういった中で恒久的に国が付けてくれればいいですけれども、国が予算をこういった形で付けなくなった場合の時に、最後に補正で市が本当に全額、まず第一にその補助率が国がなんぼで、市がなんぼの負担をしているか、この辺がわかればお聞きしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） 岡山委員のご質問でございますが、補助率でございますが、国の補助が2分の1の予定でございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） だからこそ市が2分の1付けて頂いて、今子宮頸がんワクチンが無料で打てるということで、だいたいこの子宮頸がんワクチンを打てば5万から6万かかる。なかなか個人で打てる状況ではないし、本当に経済的に厳しければ打たれません。そこまで5万も6万もかけて、これを打っておきさえすれば9

割がた子宮頸がんにならないという非常に命を守る施策で、守って行くという上においては大なることでもあります。

もし今の国の状況であれば、ますます赤字国債を増発して、そういった状況をストップさせるとなると、国が2分の1を付けなくなった場合に市として、全額これを今後再来年等わかりませんが、それを付けていくそういったお気持ちがあるかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

委員長（山本昌二君） 村田市長さん。

市長（村田弘司君） 岡山委員のご質問ですが、これはちょっと政策的なことになりますので、担当の部長が答えようとしたけれども、私が答えるべきでしょう。

やはりですねこの子宮頸がんワクチン等を含めまして、国策に当たる部分だろうと思います。本当に国民の方の健康を守ってる、それはひいては今高騰しております将来的には医療費の抑制に繋がってくるということ、それから特に子宮頸がんワクチンなんか、今少子化が進んでおりますし、将来に人口が8,000万人台まで落ちるといふこともありますし、大きく言えば私三つ大きな意味がある、今申し上げた意味があると思います。

国として、これは国の政策としてやっけて行かれるべき問題だろうと私は強く思っておりますけれども、万が一国がそのことを忘れられたときですね、やはり基礎自治体として、私は市民の方に対する責任がありますので、その辺を十分踏まえた上で対処したいというふうに思います。

委員長（山本昌二君） いいですか。

副委員長（岡山 隆君） 本当に市長の力強いお言葉、なかなか財政の状況を見ながら判断していくという形でなりますけれども、かなり前向きなきょうはお答えをして頂いたということで、本当に感謝しております。以上です。

委員長（山本昌二君） ほかに質疑ございませんか。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） すいません、一点ほどお尋ねしたいと思います。

1 - 47の教育費で教育振興費で武道具の補正減となっておりますけれども、24年度から教育課程が変わりまして、武道等が必須になってくるというふうに思っております。

まもなく新年度が始まるわけですが、最近マスコミ等でも、この武道の選択

で多くの学校が柔道を選択されているということで、その指導のあり方、あるいは過去の事故等について、保護者の間でも不安があるという話もございます。

そこで美祢市の中学校の武道の選択の状況、それから指導体制といいますか、その辺のことについて少しご説明を頂ければと思いますけど。

委員長（山本昌二君） はい、石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 荒山委員の武道の選択の状況についてお答えをいたします。

中学校8校ございますが、秋芳北中学校と秋芳南中学校の2校が剣道、その他の6校につきまして柔道を選択をされまして、それぞれ希望の備品用具を整備したところでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（月成庄造君） それでは各中学校における武道の指導の状況ということで、まず一番は武道の必修化に向けての安全対策ということで、まず一つは中学校の教育研究会体育部会がありますので、そのところで研修会を8月末に行っております。全ての中学校の体育教員が参加をし、実技指導、それから安全対策についての研修を実施しています。講師として野田学園の専門の先生をお迎えしてということなんです。

それから二つ目に山口県教育委員会が主催している武道の必修化に伴う安全指導研修会、これにも多くの先生が参加をされています。それから先日行われました山口県教育委員会主催の管理職、それから体育教員全員を集めての研修会がございました。安全対策にということで、管理職も含めての研修を行っています。

それから、各学校における柔道における系統的な指導に向けてということで、今12時間ほどの授業時間なんですけど、そのなかで特に中心に行おうとしておるのは礼儀作法、これが一番中心です。それから基本動作、それから受け身については、全学年で重点的に指導する、特に基本動作を受け身についての指導の徹底、それから事故防止に努める、それから学校によっては固め技は押さえ込みのみとか、立ち技については原則3年生で行うというふうに安全指導には配慮していただくようにこちらでも指導しておりますし、学校のほうも十分な配慮しているところでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ほかに質疑はございませんか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） 最近全国的に孤独死が問題化されてますけど、この緊急通報システム、これ独居老人だけに限らず、弱者にも独り者の家庭なんかは必要じゃないかと思いますが、民生委員なり福祉委員なりいろいろ連携されて、これはやられてるとは思うんですけど、今だいたい普及率というのは、どのくらいになっていますか。わかれば教えて下さい。

委員長（山本昌二君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の大中委員のご質問にお答えしたいと思います。

緊急通報装置の整備事業につきましては二種類ほどございまして、転送方式とセンター方式と二つの種類がございます。

転送方式と申しますのは、契約をされた高齢者がスイッチを押された時に、それは機械で録音されたガイダンスが最初に登録をされた支援者あるいは施設等に決まった音声が届くということだけで、具体的な状況が良くわからない、その連絡を受けた施設等については、高齢者のお宅に行って安否を確認するというのが転送方式でございます。

もう一つセンター方式というのがございまして、センター方式は、これは広島のようにオペレーターがいるんですけど、そのボタンを押した時にオペレーターと直接その契約をされた高齢者が会話をすることができます。そのことによって、具体的な安否の高齢者の状況ということを連絡の中で把握することができるわけですが、今現在転送方式については150人程度、それからセンター方式については100名程度という人数でございます。

転送方式につきましては、使用料が無料でございますので、センター方式は若干所得に応じて格差がございますけれども、使用料が発生いたします。転送方式につきましては使用料が発生いたしませんので、今できる限りセンター方式のほうへの移行ということを進めておるところではございますけれども、そういった使用料等の状況等もございまして、なかなかセンター方式の移行が難しいという状況でございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） いいですか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） 人数よりかですね、普及率が知りたいんですね。わからなきゃいいですよ。

できるだけそういうふうな各集落には福祉委員もおられると思いますので、そういう方とも連絡を密にしてですね、100%近いものを一つ普及して頂ければとというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（山本昌二君） はい、ほかにございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 1-47、中学校管理費の中の夜間警備委託料の減額がございいますが、これ夜間警備委託料というのは、これは警備保障ですか、それとも管理人委託どちらになってるんですか。

委員長（山本昌二君） はい、石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 民間事業者への委託料でございます。管理人ではございません。2社が市内の30校請け負っていますが、民間の事業者でございます。

委員長（山本昌二君） いいですか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 今の小学校のほうはそういった減額されてないですが、年間契約として、業者へ夜間警備委託と、それから警備保障との契約とかそういう区分はどうなってるか、学校の夜間管理に関わって。

委員長（山本昌二君） はい、石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） この度減額の補正をいたしたものが中学校の管理経費ということで、小学校につきましては複数年の契約を締結しておりますので、この度この金額の増減については上がってないということで、23年度におきまして、中学校のうち美祢地域の中学校が、23年度の契約の新しく契約を締結するということで入札をしたところでございます。

従いまして、この度のものは中学校のうち美祢地域の中学校の5校の単価の入札減によりまして、委託料の減額を生じたということでご理解頂ければと思います。民間事業者2社による入札を執行したところでございます。

委員長（山本昌二君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではご意見はございませんか。本案に対するご意見。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではご意見がないようでありますので、これより議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。それではここで、10分間、55分まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時55分再開

委員長（山本昌二君） それでは、再開いたします、次に議案第2号平成23年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第2号平成23年度美祢市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の2-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,670万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億9,345万1,000円とするものです。

まず歳出をご説明いたします。2-14ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費でございます。このページの右側でございます。補正額の財源内訳でございます。特定財源その他欄でございます。前期高齢者交付金の減額に伴う一般財源への財源更生でございます。これは歳入のほうでも、また後ほどご説明いたします。続きまして同じく2款でございます。保険給付費、出産育児諸費、出産育児一時金、右のページに移りまして、負担金補助及び交付金、このうち、出産育児一時金納付負担金を126万円の増額補正でございます。これは国保の被保険者に支給する出産育児に係る一時金で、当初15人とみていましたところ、それを上回る見込みとなりましたので、3人分の補正をするものでございます。

続きまして、6款介護納付金、右のページに移りまして、負担金補助及び交付金、支払基金負担金を372万4,000円の減額補正でございます。これは、40歳から64歳の介護保険2号被保険者に係る納付金で、社会保険診療報酬支払基金に支払う金額の確定によりものでございます。

続きまして7款共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、右のページに移り

まして、負担金補助及び交付金、高額医療費共同事業拠出金として869万9,000円の減額補正でございます。これは高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業への拠出金で、国民健康保険団体連合会からの確定通知によるものです。

続きまして、下になります。保険財政共同安定化事業拠出金、右のページに移りまして、負担金補助及び交付金、保険財政共同安定化事業拠出金として3,901万4,000円の減額補正でございます。これは、県内の市町間の保険税の標準化と保険財政の安定化を図るため、国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業への拠出金で、国民健康保険団体連合会からの確定通知によるものでございます。

次のページをお開きください。8款でございます。保険事業費、疾病予防費、右のページ、負担金補助及び交付金、がん検診等国保被保険者負担金助成といたしまして104万円の増額補正でございます。これは、美祢市が行っておりますがん検診の国保加入者への受診者負担金を助成するもので、受診者の増加を見込んでおります。続きまして、9款基金積立金、国民健康保険基金積立金、積立金、積立経費でございます。利子といたしまして、11万8,000円の増額補正です。これは、国民健康保険基金に係る利子の最終見込みによるものでございます。

続きまして、11款予備費でございます。全体予算調整の結果231万1,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳入でございます。2 - 8ページにお戻りください。歳入についてご説明いたします。3款の国庫支出金、国庫負担金、高額医療費共同事業負担金といたしまして、217万5,000円の減額補正でございます。歳出で説明いたしました高額医療費共同事業拠出金869万9,000円の減額に伴うもので、拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

同じく3款でございます。国庫補助金、出産育児一時金補助金として3万円の増額補正は、歳出の出産育児一時金の増額に対応するものでございます。当初15人と見ておりましたところが、3名増の18人となる見込みによるものでございます。

5款前期高齢者交付金、これといたしまして82万3,000円の減額補正でございます。65歳から74歳までの前期高齢者の医療費にかかる交付金で、社会保

険診療報酬支払基金からの確定通知によるものでございます。

続きまして6款でございます。県支出金、県負担金、高額医療費共同事業負担金といたしまして217万5,000円の減額補正です。歳出で説明いたしました高額医療費共同事業拠出金869万9,000円の減額に伴うもので、拠出金の4分の1を県が負担するものでございます。

続きまして、8款財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、国民健康保険基金利子でございます。最終見込みによりまして11万8,000円を増額補正するものでございます。

次のページをお開きください。9款繰入金、一般会計繰入金といたしまして1,078万3,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を276万8,000円の増額、保険者支援分を54万6,000円の増額とするもので、国・県よりの通知に基づき補正するものでございます。

続きまして、出産育児一時金繰入金を82万円の増額補正でございます。これは歳出の出産育児一時金の増に伴う繰入額の増額補正になるものでございます。

続きまして、財政安定化支援事業繰入金を1,508万3,000円の減額補正でございます。これは、事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、その他一般会計繰入金を16万6,000円の増額補正でございます。これは、県からの国民健康保険被保険者負担軽減対策費助成事業通知に基づき補正するものでございます。

9款でございます。繰入金、基金繰入金、国民健康保険基金繰入金を3,000万円の減額補正でございます。本年度決算見込みによりまして、減額補正するものでございます。

次のページをお開きください。11款諸収入、雑入、老人保健医療費拠出金還付金の90万円の減額補正でございます。これは、過年度精算分による平成23年度老人保健拠出金の確定通知に基づき補正するものであります。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） ちょっと1点お伺いします。

2 - 15 ページの出産育児一時金の給付負担金、15人から18人ということですが、あと組合保険とかありますよね。国民健康保険は全体の何%ぐらい占めているわけ。国民健康保険だけで18人ということでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）全体には組合保険とかいろいろあるでしょう。（発言する者あり）出産した人は全部で何人ぐらいです。23年度の。18人っていうのは、僕も勘違いしちよつたから、ちょっと聞くんだけど。わからんにゃあいいです。また、あと教えて下さい。

委員長（山本昌二君） はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） ただ今のご質問でございますが、今、手元に出産の人数の数値を持っておりませんので、後ほど、お教えいたしますのでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

委員長（山本昌二君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではご意見はございませんか、本案に対する。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第2号平成23年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号平成23年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 失礼いたします。続きまして、議案第3号美祢市介護保健事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。恐れ入ります。補正予算書の3 - 1ページをお開き願いたいと思います。

この度の補正は、本年度事業の決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,429万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,513万9,000円とするものでございます。

最初に、まず、歳出についてからご説明を申し上げます。補正予算書の3 - 14、15ページをお開き願います。まず、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、本年度予定をしておりました介護保険法並びに住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修の一部が平成24年度へずれ込むこととなりましたので、その分、委託料378万円を減額補正するものでございます。ちなみに、平成24年度へずれ込むこととなった分につきましては、新年度当初予算において、計上しておるところでございます。

続いて、その下の第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費の報酬100万8,000円の減額についてでございます。介護認定審査会の回数あるいは委員の出席が、当初の見込よりも下回ったために減額補正するものでございます。

続きまして、第2目認定調査費の役務費60万円の減額につきましては、要介護認定の際に必要な主治医意見書作成に係る手数料が当初の見込を下回ったことから減額補正をいたすものでございます。

次に第5項計画策定委員会費、第1目計画策定委員会費の委託料150万1,000円の減額についてでございます。これは現在作成をいたしてございます美祢市老人福祉計画第5期介護保険事業計画の策定に係る委託料の入札減でございます。

続きまして一番下でございます。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護や通所介護など居宅介護サービスに対する給付でございます。実績の見込みに基づきまして1,711万4,000円、負担金補助及び交付金を減額補正するものでございます。

続きまして、3 - 16、17ページをお開き願います。一番上でございます。第3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、これは高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた住宅、地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービスでございます。これに該当するグループホーム、小規模特養施設、小規模多機能型施設、それぞれ施設整備が当初の予定よりも遅れたということから、実績の見込みが落ち込みまして、その結果、負担金補助及び交付金を7,874万8,000円を減額補正するものでございます。

次の第5目施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に入所された方々に対する給付でございます。負担金補助及び交付金につきましては、4,079万円を減額補正するものでござい

ます。

次の第8目居宅介護住宅改修費につきましては、在宅の介護者が生活環境を整えるための住宅改修に対して、9割を償還払いするサービスでございます。負担金補助及び交付金を504万3,000円減額補正するものでございます。

次の第9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、これは、指定居宅介護支援事業所が要介護者のケアプランを作成した際に支給するものでございます。負担金補助及び交付金を決算見込みに基づきまして85万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費につきましては、これは、要支援1及び2の受給者に対する在宅サービス給付費で、負担金補助及び交付金を2,034万8,000円減額補正するものでございます。

続きまして、第3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、先ほどの地域密着型介護サービス給付費の説明と同様でございます。負担金補助及び交付金につきまして、336万円を減額補正するものでございます。

続きまして、第7目介護予防サービス計画給付費につきましては、これは、要支援者へ対するケアプランの作成の際に支給するものでございまして、負担金補助及び交付金を570万6,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、一番下でございますけれども、第4項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス費につきましては、要介護者等が1ヶ月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに、申請により償還払いをするサービスでございます。実績の見込みに基づきまして、負担金補助及び交付金を336万円増額補正するものでございます。

続きまして、3-20、21ページをお開き願います。続きまして第6項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス費につきましては、低所得の要介護者が施設系のサービスを利用したとき、食費や居住費を補足給付として支給するサービスでございます。申請が当初見込みよりも増加したことから、負担金補助及び交付金を254万5,000円増額補正をするものでございます。

続きまして、第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目介護予防一次予防事業費につきましては、総額で139万6,000円を減額補正いたしてご

ざいます。内訳は一番右の21ページ説明欄のとおりでございますけれども、事業量の見込みによりまして、まず生活管理指導員派遣事業委託料として35万7,000円、ショートステイ委託料として61万7,000円、それぞれ減額補正する一方で、各地域で活動をされておられるサロン、これが一つ年度予定よりも一つ予定より多く開設されたということに伴いまして、地域グループ業務委託料として3万円増額補正いたすものでございます。これが主なものでございます。その他といたしましては、国のモデル事業でございます。実態調査分析支援事業に係る決算見込み、あるいは一次予防事業として実施しております認知症介護教室等の回数の変更等に伴い減額補正をいたしたものでございます。

次に第2目介護予防二次予防事業費につきましては、総額で390万9,000円減額補正をいたしております。内訳は21ページ、説明欄のとおりでございます。主なものといたしましては、入札減となった業務委託料の12万7,000円を計上するなど、介護認定には該当しないけれども、生活機能が低下しているというそういった高齢者を把握するための、二次予防事業対象者把握事業に係るものでございます。その他として、本年度の事業量の見込みにより、配食サービス事業委託料として50万円、生活管理指導事業等委託料として280万円をそれぞれ減額補正をいたしてございます。

それから、22、23ページをお開き願います。続きまして、第2項包括的支援事業・任意事業費、第1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総額で167万5,000円を減額補正いたしてございます。

これは、直営の地域包括支援センターにおきまして、介護予防ケアプランを作成するケアマネージャーについて、当初から2名体制での業務を予定しておりましたけれども、1名につきましては年度途中からの採用となりましたので、これに伴います人件費の減と、それから介護予防ケアプランの外部への業務委託料の減が主なものでございます。

次の第4目包括的・継続的ケアマネジメント事業費につきましては、18万5,000円の減額でございます。内訳といたしまして、まず居宅介護支援専門員への研修の回数の変更と、それから職員の研修参加者の人数の変更に伴いまして、報償費を1万8,000円、旅費を16万7,000円、それぞれ減額補正するものでございます。

続きまして、第5目任意事業費につきましては、任意事業として実施しております各種事業につきましては、本年度の実績の見込みに基づいて、役務費を1万6,000円、委託料を516万4,000円、扶助費を73万8,000円、それぞれ減額補正を行ったものでございます。

次にその一番下でございますけれども、第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金につきましては、現在、本市において基金条例の規定に基づき管理運営いたしてございます介護給付費準備基金に係る利子として3万2,000円の増額を見込んで、増額補正を行ったものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。3-8、9ページのほうへお戻り願いたいと思います。歳入につきましては、ただ今、歳出のほうでご説明をいたしました内容に基づきまして算定をいたしたものでございます。

まず、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目地域支援事業費負担金についてでございます。これは、地域支援事業として実施しております諸事業に参加、ご利用をいただいた際の利用者からの負担金でございます。まず、介護予防一次予防事業費負担金として26万1,000円、介護予防二次予防事業費負担金について37万8,000円、任意事業負担金につきましては197万8,000円それぞれ減額補正をいたすものでございます。

次に第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金につきましては、これは給付事業に対する国の負担分でございます。3,073万2,000円の減額補正をいたしてございます。

続きまして、第2項国庫補助金につきましては、介護保険事業実施に対する国からの補助金でございます。まず第1目調整交付金につきましては、1,313万1,000円、第2目地域支援事業交付金のうち介護予防事業に係る分として110万9,000円、第3目同じく包括的支援事業・任意事業に係る分として155万円を、それぞれ減額補正する一方で、第4目介護保険事業補助金につきましては、281万5,000円増額補正をいたしております。この増額につきましては、今年度、先程ちょっと触れましたけれども、介護報酬の改定が行われて、このことに伴うシステム改修を全保険者が現在取り組んでおるところでございますが、そういった中、このたび国においては、この介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る交付決定をいたしたというところでございます。その交付決定に基づいた

増額補正でございます。

3 - 10、11ページをお開き願います。第5款支払基金、第1項支払基金交付金についてでございます。これは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございますけれども、第1目介護給付費交付金については4,931万円を、第2目地域支援事業支援交付金については133万1,000円を、それぞれ減額補正となっております。

次に第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対する県の負担分でございます。2,269万1,000円の減額補正を予定しております。

第2項の県補助金につきましては、介護保険事業実施に対する県の補助金でございます。第1目地域支援事業交付金、介護予防事業分として55万5,000円を、また同じく包括的支援事業・任意事業分として77万5,000円を、それぞれ減額補正いたしております。

次に第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金につきましては、先ほど歳出でもご説明をいたしましたけれども、介護給付費準備基金に係る利子について3万2,000円の増額を見込み、増額補正を行うものでございます。

次に第8款繰入金、第1項一般会計繰入金につきましては、介護保険事業実施に対する一般会計からの繰り入れ分でございます。まず、第1目の介護補給付費繰入金につきましては、2,053万2,000円の減額補正を行っております。

3 - 12、13ページをお開き願います。次の第2目地域支援事業繰入金、介護予防事業分につきましては78万4,000円、第3目の同じく包括的支援事業・任意事業につきましては92万円、第4目その他一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金については659万5,000円、事務費繰入金につきましては310万9,000円を、それぞれ減額補正いたしております。

次に第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金につきましては2,961万8,000円を減額補正しております。

次に第10款諸収入、第2項雑入、第3目雑入につきましては、要支援者に対する介護予防ケアプランの作成件数の減に伴いまして、介護予防支援費収入178万円を減額補正いたすものでございます。説明につきましては、以上でございます。委員長（山本昌二君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございま

せんか。岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） それではですね、この平成23年度の美祿市介護保険事業特別会計補正予算、今回総額29億2,500万円程度予算がついております。その中に今回1億8,400万円程度の減額という形で今、説明がありました。合併当初前、この介護保険事業特別会計を見てもと26億3,000万円程度ぐらいで、約この4年間で3億円、予算が多く計上、歳出が出てきておると。そういうことで、ますます介護保険、当然国民健康保険事業も、また後期高齢の件についても同じ皆、傾向がありますけれども、介護保険については3億円程度上昇しております。それでそういう中をしっかりと見ていくと、本当にやりくりが大変な状況であるなと思っています。

それで、また平成23年度、今回補正等が行われて、その中であって、介護給付費の準備基金積立金というのがこの23年度ぐらいで、末ぐらいで、約1億1,800万円程度まで減少してしまっているということでもあります。

それでこの基金ですね残高については、今まである程度言われておりますけれども、この基金の積立金、その基金の積立金となるこの財源については、介護給付準備金の利息とか、それはわずかなもんですけれども、それ以外にこの基金となっていくものは、どういったものがあるかということ、もう少し詳しく説明いただければいいかなと思っています。特に介護予防サービス給付事業、要支援1、2、そういった中でサービスが何て言いますか、削減、少なかったら、そういったところのものの一般財源を基金に入れるんかどうかも併せてですね、その辺のところはどういうふうになっているか、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） ただ今の岡山委員のご質問にお答えしたいと思います。

基金についてのご質問ということで、まず最初に基金の原資は何かということでございますけれども、介護保険事業を年度年度で実施していくわけでございますけれども、事業実施していく中で剰余部分、まあ要するに、まあ使わずにそのまま残されておりましたものが原資となって、準備基金の中に積み立てられていきます。それ以外に基金への財源とする項目は特にないかと思っておりますけれども、この基金の使用目的ですけれども、これは国の通知の中でも、介護保険以外のことでは使っては

だめだよというふうな通知がございますので、あくまでも介護保険事業を運営する手段として、この基金を使用するわけですが、後程お示しはしますが、この第5期介護保険事業計画におきましても保険料の抑制のために、この基金の繰り入れを計画しておるところでございます。

基金につきましては、そういった原資、それから使用目的ということで取り扱いは行っているところでございます。

委員長（山本昌二君） いいですか。

副委員長（岡山 隆君） ちょっと、よくわからないところがあるんですけども、まあ今後の基金の残高については、かなりもう減少していってしまうということが見えておりますけれども、そういったことに関して、今後新年度予算でしっかりと、それについてはお聞きしていかなければならないと思っておりますので、ちょっと今のところよく、具体的にもう少し基金として入ってくるころのものです。例えば個別にはどういったところのものが入っているか、もう少しちょっと、今ざっくりでしたけれども、その辺がもう一点ちょっと説明していただきたい。

委員長（山本昌二君） はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 原資と申しますものが、先程の繰り返しになるかもしれませんが、介護保険事業を年度年度運営していく中で、剰余部分が発生いたした場合に、それを基金として繰り入れるわけです。

委員長（山本昌二君） はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） ということはですね、今後、何て言いますか、介護保険事業の出していくお金というのがどんどん多くなりますよね。ということは、今後さらにこれから高齢化になってこの介護を使われる方がたくさん、事業を使われる方がたくさん増えるということですね。となると、それに合わせてこの基金も当然目減りしてくるということで見えていいわけですね。（発言する者あり）

委員長（山本昌二君） はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 第5期の介護保険事業計画におきまして、保険料上昇抑制のために繰入金を充当しておるわけですが、これは、第4期、平成21年、22年、23年で剰余金の積み重なったものを基金として管理しており、そのうちから上昇の抑制部分として基金を充当するわけです。ですからその繰り返しを行うわけですが、もし仮に基金がなくなって事業がまえない

というときには、県が管理をしております財政安定化基金、こういったものからの借り入れをしなくてはならないわけですが、この財政安定化基金を借り入れた場合、次の計画年度で償還をしていかないといけないということもありますので、そういった部分、非常に保険者の方にも負担をかけるということになりますので、そういった財政安定化基金の借り入れという事態にならないように、あくまでも保険料、決められた国・県・市の負担分の中で運営していきたいというふうに考えております。

委員長（山本昌二君） はい、いいですか。ほかにございませんですね、質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、質疑がございませんようですが、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。それではこれより議案第3号平成23年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第4号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。補正予算書の4-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ496万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億205万4,000円とするものでございます。

まず歳出についてご説明いたします。4-10、4-11ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、右のページに移りまして、負担金補助及び交付金、これといたしまして、496万2,000円の増額補正でございます。これは、保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。後期高齢者医療広域連合からの通知に基づきまして、増額補正しており

ます。

続きまして、歳入でございます。前のページにお戻りください。3款繰入金でございます。一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金といたしまして、496万2,000円の増額となっております。これは先程、歳出でご説明いたしました保険基盤安定負担金に対応するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、これより議案第4号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてを審査いたします。執行部より本委員会所管事項について説明を求めます。よろしくお願ひします。はい、金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） それでは、議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてご説明をしたいと思います。議案書の24-1ページをお開きいただきたいと思います。また併せまして、参考資料の20ページ、21ページをお開きいただければと思います。

当委員会所管事項につきましては、議案書のもう1ページお開きをいただきまして、24-2ページになりますが、その中段あたりの第3条、美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。またその次の第4条、美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

このたびの改正につきましては、各指定管理者候補者選定審査会におきまして、指定期間の見直し意見などが出される事例があるなど、指定期間につきまして柔軟な変更を可能とするために、所要の改正を行うものでございます。

なおこれら二つの条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。また、本日机上のほうに配付をいたしております参考資料をご覧いただきたいと思っております。表紙を1枚めくっていただきますと資料1がございますが、これは、今回の条例改正の概要をまとめたものでございます。

本委員会所管の条例といたしましては、左の改正の目的の一番下にあります、指定期間について柔軟に変更を可能とするための改正ということで、この一番右の欄を見ていただきますと改正する条例名の中の、 が、ただ今ご説明いたしました本委員会所管の二つの条例でございます。

また、もう1枚めくっていただきまして、資料2でございますが、これは改正条例対応表ということで資料をつけておるわけでございますが、今回の条例改正の対象施設及び改正内容をまとめたものであります。一番左の欄に改正条例条文ということで、上から3番目と4番目、第3条と第4条ということで、本委員会所管の2条例ということになります。右から2番目の縦の欄になりますけれども、指定期間削除ということで丸印がそれぞれの条例についてあります。指定期間を削除するという今回の条例改正ということでございます。以上でご説明のほうは終わります。委員長（山本昌二君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ありませんですね。それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、これより議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第25号美祢市奨学基金条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明をお願いします。月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（月成庄造君） 議案第25号美祢市奨学基金条例の一部

改正についてご説明をいたします。議案書 25 ページの 1 並びに参考資料 42 ページ、43 ページをお開きください。

これは、これまで美東地域のみを対象としていた財団法人吉永奨学金を平成 24 年 3 月末で解散し、4 月 1 日より美祢市奨学基金に移行するため、美祢市奨学基金条例の一部を次のとおり改正するものであります。

主な改正点についてご説明をさせていただきます。第 5 条第 1 号中「高等学校」の次に「、大学」を加え、同条第 2 号を次のように改めます。(2) 保護者が市内に住所を有する者、第 7 条中「2 万円」を「3 万円」に改めます。第 11 条第 1 項中、卒業の月の 1 年後、ただし、大学に進学した者については、「大学卒業の月の 1 年後から 6 年以内に」を、「奨学金が在学する学校の正規の就学期間を経過した後 1 年後から奨学生が貸し付けを受けた期間の 2 倍の期間内」に改めます。施行については、平成 24 年 4 月 1 日からの施行とし、経過措置として下のところに書いてある 2 項、3 項を併せて示しております。以上で説明を終わります。

委員長(山本昌二君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、河本委員。

委員(河本芳久君) 美東町時代に吉永奨学金、いわゆるこの基金条例ができたわけでしょうが、基金としていわゆる原資、いくらあるわけですか。ちょっとお聞かせください。

委員長(山本昌二君) はい、月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長(月成庄造君) 河本委員のご質問にお答えをします。

大まかのところですが、現在、2,600 万円程度、吉永奨学金の基金にはあります。2,600 万円程度です。以上で終わります。

委員長(山本昌二君) はい、河本委員。

委員(河本芳久君) 現在、この基金を受けている奨学生は対象者って何人ぐらいいるんですか。また過去そういった基金の活用状況等もわかればお知らせください。

委員長(山本昌二君) はい、月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長(月成庄造君) お答えをいたします。現在、吉永奨学金の基金を受けている状況でございますが、貸付が大学生 2 名、短大生 1 名、専門学校生 1 名の合計 4 名でございます。それから返還をしている者が 14 名おります。

貸付が4名、返還が14名でございます。

これまでの状況というのは、ちょっとわかりかねます。現在のところはそういう状況でございます。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） この奨学金は、国の育英資金とか、他の資金等を受けている者には該当しないんですか。該当するんですか。

委員長（山本昌二君） はい、月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（月成庄造君） はい、他の奨学金を受けている者は該当になりません。以上でございます。

委員長（山本昌二君） いいですか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） これは、美東町の奨学金が原資になっているわけですね。今まで、今度は美祢市全体になるということになると、約4倍に対象が拡大すると思うんですが、4倍のぐらいの基金、2,600万ということになると、4倍ぐらいの基金になっていないような気がするんですけど。これから先利用者が増えると、これでは足らんのではないかと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

委員長（山本昌二君） はい、月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（月成庄造君） お答えをいたします。

先程申しましたように、吉永奨学金のほうは約2,600万円。それから美祢市の奨学基金のほうは約1,300万円ということですから、それを合計したもので、これから資金を活用していくということになります。

詳細については、またどういうふうな貸し出しをしていくかというのは、またこれから検討になると思います。合計金額の中で活用していきたいと思っております。以上です。

委員長（山本昌二君） ほかに質疑はございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、ご意見はございませんか、本案に対する。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ありませんですね、はい。それでは、これより議案第25号美祢市奨学基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部より本委員会所管事項についての説明をお願いします。はい、末藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（末藤勝巳君） それでは、議案第26号第1条美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。議案書の26ページの1と参考資料の44ページをお開きいただきたいと思います。

美祢市では、公民館の運営や、公民館における各種事業の企画の実施にあたり、様々な分野の方々からご意見をいただくために、美祢市公民館運営審議会を設置をしております。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定められていた公民館運営審議会委員の委嘱・任命の基準が、市町村の条例に委任されたことに伴いまして、公民館運営審議会を置く市町村は、当該委員の委嘱・任命の基準は文部科学省で定める基準、これは社会教育法第30条にあたりますけれども、これを参酌して条例で定めることとされたことから、美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、議案書にもございますけれども、参考資料の44ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。条例第15条中の改正部分でございますけれども、第2項といたしまして先程も申し上げましたが、現行の社会教育法第30条第1項に定められている条文が削除され、運営審議会の委員の委嘱並びに委員の基準を条例で定めることとされたことにあります。

この条例は平成24年4月1日から施行を行うものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（山本昌二君） はい、高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 続きまして、議案書の同ページ第2条

でございますけども、美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。参考資料ですと45ページもご覧下さい。

これは博物館法の一部改正に伴いまして、博物館協議会委員の任命に関する基準が条例に委任されました。そのため委員の任命基準を定める改正をするものでございます。

主な改正の内容といたしましては、博物館の条例第5条の見出し中、設置を設置等に改め、同条中第3項から第5項をそれぞれ1項ずつ繰り下げ、第3項として協議会の委員は次に掲げるもののうちから教育委員会が任命する。1号といたしまして、学校教育及び社会教育の関係者、2号といたしまして、家庭教育の向上に資する活動を行う者、3号といたしまして、学識経験者のある者、4号といたしまして、観光振興の関係者、これを追加するものであります。

なおこの規定は平成24年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、先程は失礼しました。それでは説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。河本委員。

委員（河本芳久君） ちょっと確認したいんですが、この法改正の親法はいつ改正されたのか、これ一点。それから今博物館と公民館、当然これに連動するのが社会教育委員会議、社会教育委員の選任等に繋がるんじゃないかと。その辺については、条例との関わりはないのかどうか。この二点お尋ねします。

委員長（山本昌二君） はい、末藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（末藤勝巳君） 只今の河本委員の質問でございますけれども、この法改正は昨年の通常国会におきまして、8月30日の通常国会で交付をされて、文部科学省の省令につきましては、12月1日に交付をされたものでございます。また社会教育委員のほうにつきましては、2年の任期が切れますけれども、この4月から2年任命をすることとなっております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 社会教育委員については、条例改正しなくてもいいという親法になっているんですか、それとも親法にはどういうふうになってます。

委員長（山本昌二君） はい、末藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（末藤勝巳君） 社会教育委員でございますけども、これ

は社会教育法の中にございまして、第4章社会教育委員の構成ということでございまして、社会教育法の第15条に社会教育員を置くことができるといった条文がございまして、従いまして、社会教育員は、学校教育並びに社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のあるものの中から教育委員会が委嘱をするという社会教育法にもございまして。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 新しいほうの条文をよく検討しておりませんが、旧法では社会教育委員の定数、任期、その他必要な事項は地方公共団体の条例で定めると、こういうふうになってる。そうすると、当然これにも連動してるんじゃないかなと思うかと思って確認したんです。それはそれでいいです。

そこで博物館の条例の中で、従来委員の任命に当たっては1項、2項、3項であったのが、本市においては観光振興の関係者とこういうふうな形になってるのが、ちょっと気になるんですが、何か特別の理由があれば説明願いたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 第4号の観光振興の関係者というのを加えております。これは秋吉台の科学博物館の立地が秋吉台上であるということに伴いまして、非常に観光振興とも関連があるということで、そういう方々のいろいろなご意見もお聞きしなければならないということで、一つの号として取り上げております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 実は秋吉台の科学博物館が設置された目的は、台上の保護管理、学術振興に寄与するということで、これが設置された。そういった背景がこの条例の中にちょっと含まれてるかなと、含まれてないのかなと、こういう思いを持ったんです。というのは、1項、2項、3項、学識経験のある者とありますけれども、特にこれは学術振興、この秋吉台の米軍基地から特別天然記念物、このカルスト台地洞窟を守るということから、学術的に振興をする一つの機関を設けようと、それが博物館であったと、そういった背景が、やはり審議会の委員の中にも反映すべきではなかろうか、いわゆる観光振興も当然ではあるが、ちょっとその辺のところ気になったので、その辺の配慮はどうされておるのか確認したい。

委員長（山本昌二君） はい、高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 只今のご質問でございますけども、只今言われました学識経験のある者、この中には確かに専門的な知識を持っておられる方とかもいろいろおられます。更に自然保護に関わる関係者の方も、一応この学識経験のある者というところに含めさせて頂いて委嘱をしております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） 認識不足かもわかりませんが、公民館のほうは10人以内ということになっていますよね。ところが、科学博物館のほうには人数が実際はほかの条であるかもわかりませんが、人数がありませんので、何人以内かというのをちょっと教えてもらいたいんですけど。

委員長（山本昌二君） はい、高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 協議会の委員の定数は8名以内ということになっております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。それではこれより議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第27号美祢市介護保険条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明をお願いをします。白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） それでは続きまして、議案第27号美祢市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書につきましては27-1ページから、参考資料につきましては、52ページ、53ページの新旧対照

表でございます。

現在、本市におきましては、平成24年度から26年度までの3ヶ年間の計画期間とする美祢市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定をしておるところでございます。この事業計画につきましては、老人福祉法並びに介護保険法の規定に基づき、さらに第一次美祢市総合計画等の各種計画との整合を図ったうえで策定する、高齢者のための総合的な計画でございます。

特に、第5期介護保険事業計画につきましては、第3期、第4期の延長線上に位置づけられており、平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画という性格も持ち合わせておりますことから、事業計画の骨格をなす基本理念や基本目標等につきましては、従前のものを踏襲いたしたしておるところでございます。

次に介護保険料についてでございます。ここで、参考資料の52ページと53ページをお開き願えたらと思います。

保険料につきましては、3年間の計画期間中の事業量、あるいは被保険者等の推計に基づいて、国の示す基準により算出をいたしてございます。具体的には、お手元の参考資料の52ページ、53ページの第4条第1項第1号から第7号まで、さらには、53ページの新旧対照表改正案の下から2行目、附則の第3条におきまして新しい保険料額をお示しをしておるところでございます。これらの保険料の基準となります保険料額は、第4号に記載をされております5万3,040円でございます。月額にいたしましと4,420円となります。現行の第4期と比較をいたしますと年額で5,640円、月額で470円、率にいたしますと11.9%の増となっております。

また、第4期において実施されておりました激変緩和措置につきましては、第4条第1項第5号5万8,344円と金額記載してございますけれどもその部分と、附則の第3条におきまして4万5,084円と記載しております。この部分におきまして継続をしており、美祢市における第5期保険給付等に必要な財源を確保し、負担能力に応じた所得段階と負担割合とするため、第4期を踏襲した設定となっております。

なお、保険料の設定に当たりましては、山口県が設置しております財政安定化基金の一部が取り崩されて、本市へ交付されることとなった分、あるいは本市が創設しております第4期までの介護給付費準備基金の剰余部分を第5期に歳入として繰

り入れることによって、保険料の上昇抑制を図っております。

なお、今回の一部改正におきましては、その他として第6条第3項では、法令の改正に伴う改定を行うとともに、附則におきまして、施行期日、経過措置、保険料率の特例について規定しているところでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。それではこれより議案第27号美祢市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第36号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、末藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（末藤勝巳君） それでは、議案第36号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてご説明をいたします。議案書の36ページの1と参考資料107ページお聞きいただきたいと思います。

現在、美祢市都市公園秋吉台国際芸術村の管理につきましては、第2期目となりますが、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、一般財団法人山口文化振興財団を指定管理者として指定をしておりますが、公益財団法人やまぐち県民活動きらめき財団、一般財団法人やまぐち女性財団並びに一般財団法人山口県文化振興財団のこの3財団が、平成23年11月11日に合併契約を締結し、これは参考資料の裏面に契約書がございますけれども、平成24年4月2日に新たに公益財団法人山口きらめき財団を設立することとなっております。合併後におきましても、芸術村の文化事業や維持管理業務を確実に実施する必要があるため、残期間である平成24年4月2日から平成28年3月31日までの4年間については、当該財団の業務内容、人的体制等を継承する公益財団法人山口きらめき財団に

引き継ぐこととされております。

当該都市公園は、県有施設である秋吉台国際芸術村と一体的な管理を行うことが効果的かつ有益であることから、山口県が指定管理予定者として選定した公益財団法人山口きらめき財団を、美祢市においても平成24年4月2日から平成28年3月31日までの4年間を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） 今回の財団のことについてお聞きしたいんですが、合併前から財団等に指名されておるといふふうに思っておりますが、その管理料というのは5年前、合併する前から変わってるのか変わってないのか、それをちょっと教えて頂きたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、末藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（末藤勝巳君） 第1期目といたしまして、旧秋芳時代から平成18年4月1日から23年3月31日まで、第1期として指定管理を行ったところでございますが、管理料につきましては、この間変更はあまりないと思います。市の負担分につきましては、1億4,400万、5年間でございますけども、その数字につきましては、当初の第1期目の指定管理料の差については、さほど変更はございません。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） どこもそうでしょうが、美祢市も各団体においても、毎年5%とか1割ぐらいカットを補助を出しておるわけでありまして、やはり昔美祢市が合併当時ですか、もう少し安くなるんじゃないかと。これほどの金を出すんじゃないかと。もう戻せというような話もありましたけれど、もう少しですね、これもやっぱり市の財政運営に関与して、ずっと変わってないというのはおかしいだろうというふうに思って、やっぱりある程度どねいかむこうも努力して安くしてもらわないといけまいし、一億何千万と非常に大きな金額ですので、是非ともですね（発言する者あり）そうでしょうけれど、ただ運営管理といっても、本当にただ箱物を管理するだけですから、もう少しどねいか安なる方法も見いだして頂きたいというふうに要望いたします。

委員長（山本昌二君） はい、ほかに、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、ご意見もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。これより議案第36号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案9件につきまして、審査を終了いたしました。その他、委員の皆さんから何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 本来は24年度の予算委員会でやるべきかも知れませんが、この委員会で4年間学校の適正配置について勉強してきて、この委員の中からも一般質問何人かもされておられますので、それが反映されて24年度予算に学校適正化配置検討委員会というのができたかどうか分かりませんが、これについてどういった形の構想をお持ちなのか、どのくらいの人数で協議会されるのか、また構成メンバーどのようにお考えなのかを、ちょっと教えて頂ければというふうに思います。

委員長（山本昌二君） はい、石田教育委員会事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 只今西岡委員のご質問にお答えをしたいと思います。平成24年度におきまして、学校適正規模検討委員会、仮称でございますが、この委員会を立ち上げることであります。構成メンバーにつきましては、保護者の方、地域の方、実際に教育に携わっていらっしゃる教育関係者、それから学識経験を有する方、15名から18名を選任するということで考えているところでございます。具体的には基本的に学校の適正配置、それから一つの学級がどの程度が一番学習、それから学校運営にとって一番適切かという適正規模も含めまして、検討を頂きたいということで考えております。併せまして、現在、小・中学校に通学している保護者全員に対しまして、また地域の方々に対しまして、アンケ

ートを実施して、適正規模、適正配置についてのご意見も伺いたいというふうに考えております。しかしながら、適正規模、適正配置、いわゆる学校の統廃合につきましては、地域の皆様方の意見を十分に参酌の必要があると思いますので、決してそれに準ずると言いますか、押しつけると言いますか、強制力があると言いますか、そういうものではない、あくまでも地域の方の形成合意によって基づいてできるものが、学校の統廃合だというふうに考えているところでございます。その委員会の中で、基本的な一定の指針をお示しをして、地域の方々に更にご意見を煮詰めて頂くということで考えているところでございます。24年中の末までに、一定の指針をお示しをしたいということで考えております。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 良くわかりましたけれども、これは委員長と議長がおられますので、議長にもお願いなんですけど、こういった審議会は今議会議員は参加しないというような方向になっておろうかと思えますけど、やはり地域の声を聞いて、いろいろ議員としての思いもあろうかと思えますので、今度改選がありますけど、改選後に申し送りとして、議会としてもこの委員会でやるのか、特別委員会でやるのか、どうする形がいいのかわかりませんが、この問題について、委員長なり、議長あてに、こういった問題を検討する場を設けるということの申し送りをして頂ければなというふうに思います。

委員長（山本昌二君） はい、秋山議長。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員が言われるとおり、議会もこの4年間検討してきておりますので、何らかの形で申し送ってはおきたいと思っております。

委員長（山本昌二君） この件につきましては、河本委員さんからもいろんな資料も提出されたことがございます。これにつきましては、今、西岡委員がお話しされたように、また議長さんのほうからご答弁があったように、前向きに進めて行くということで申し送っておきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。執行部の方もよろしく申し上げます。それでほかには、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、私のほうから教育委員会の事務局の方にお尋ねしたいことが1件ございますが、議長いいですか。各学校で、子どもたちの安心・安全のために地震が発生した時の避難訓練を毎年やっております。この件についま

して、ちょっと教育委員会のほうに情報等が入っておれば、具体的な説明を一、二分で結構ですが、委員の皆様にご説明頂けたらと。そして、執行部の皆さんもお聞きになって、是非今後子どもたちが安心・安全のためにも、予算を市長さんよろしくお願いいたします。はい、月成学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（月成庄造君） 山本委員長さんのご質問にお答えいたします。各学校で行われている避難訓練を含めた防災、それから防犯の教育でございます。避難訓練は、全ての学校で年間に1回ないし2回必ず行われています。火災、それから不審者対応に加えて、地震発生時の対応について、各学校で行っているところです。その際にスクールガードリーダー、山本委員長さんですが、スクールガードリーダーさんに視察と指導を行っていただいております。それ以外にも専門家と連携した防災出前事業というので、本年度11校で実施しています。具体的に言えば山口大学院の理工工学研究科研究室の専門家の先生方に来て頂いて、風水害、それから土砂災害、地震災害のメカニズムと避難方法について、実験を伴って、わかりやすく子どもたちに説明をして防災に備えるということで、小・中学校11校で行っております。こうした形で学校の中でも、地震それから防災についてきちっとした形で訓練なり取り組みを行っているところです。それから、地域のほうでも地域のボランティア方で、スクールガードということで、美祢市では約30団体800人の方が見守り、それから子どもの登下校の安全確認等行っております。中でも別府親愛会については、今年度学校安全ボランティアの文部科学大臣表彰を受けております。こうした形で、地域も併せて子どもたちのために取り組みもしていただいていることと大変感謝しております。全ての活動について、スクールガードリーダーの方が美祢市の児童・生徒の安全・安心を支えているということで、大変感謝しております。今後も是非お願いしたいということでございます。以上で終わります。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。今、三つの避難訓練を各学校で火災、地震、そして不審者の避難訓練を各学校非常に毎年ですね、やっておられますが、子どもたちが非常に何と言いますか、真剣な表情で、先生の指導を即に乗って、避難を訓練参加しておると。そして中には涙を浮かべながら避難する子もおります。中には多少余裕を持った笑顔で避難する子もおりますが、いずれにしても、この避難訓練が学校に限らず、あらゆる場所で非常に役に立つことがあるという

ことで学校もその方向で今後ますます進めていかれると思いますが、どうぞ執行部のみなさんもよろしくご支援を頂けたらというように思います。以上で本委員会を終了させて頂きたいと思います。大変お疲れでした。ありがとうございました。

午後0時22分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年2月28日

教育民生委員長

山本昌二